

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第9条の2《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2—1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2—4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 規則第3条の6第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下9の2—2までにおいて「住民票の写し等」という。) (注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。 2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができるとされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。 イ～レ (省略) ソ 自衛官診療証 (<u>防衛省職員療養及び補償実施規則</u> 様式別紙第10) ツ～ム (省略) (5) (省略) (氏名等の変更があった場合の確認書類) 9の2—2 確認書類には、法第9条の2第1項に規定する障害者等(以下9の2—11までにおいて「障害者等」という。)に該当しないこととなった者に係る身体障害者手帳等又は既に氏名若しくは住所の変更があったにもかかわらず変更後の氏名若しくは住所が記載されていない住民票の写し等は、含まれないことに留意する。	法第9条の2《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2—1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2—4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 規則第3条の6第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」(以下9の2—2までにおいて「住民票の写し等」という。) (注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。 2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができるとされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。 イ～レ (省略) ソ 自衛官診療証 (<u>防衛庁職員療養及び補償実施規則</u> 様式別紙第10) ツ～ム (省略) (5) (省略) (氏名等の変更があった場合の確認書類) 9の2—2 確認書類には、法第9条の2第1項に規定する障害者等(以下9の2—11までにおいて「障害者等」という。)に該当しないこととなった者に係る身体障害者手帳等又は既に氏名若しくは住所の変更があったにもかかわらず変更後の氏名若しくは住所が記載されていない住民票の写し等若しくは令第30条の9第2項《<u>障害者等に該当する旨を証する書類の範囲</u>》に規定する「郵便貯金本人票」は、含まれない

法第 10 条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

（確認書類の範囲）

10—10 法第 10 条第 2 項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下 10—25 までに
 おいて「確認書類」という。）には、9 の 2—1 に掲げる書類を含むものとする。

（違反貯金等が発見された場合）

10—26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第 10 条第 1 項の規定の適用に当
 たっては、それぞれ次によるものとする。

- (1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、住所又は障害者等に該当する旨
 が虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、すべ
 て課税する。
- (2) 非課税貯蓄限度額の合計額が 300 万円を超えている場合 非課税貯蓄申告書（非
 課税貯蓄限度額変更申告書が提出されているものについては、当該非課税貯蓄限度
 額変更申告書。以下この項において同じ。）の受理日付の早い順に非課税貯蓄限度
 額の合計額が 300 万円を超えるかどうかを判定し、それを超えて提出されたことと
 なる非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等（10—13 によりその効力を
 有しないこととされた非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等について
 は、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきもの）は、
 すべて課税する。

（注） 非課税貯蓄限度額の合計額が 300 万円を超えるかどうかの判定に当たって
 は、10—12 及び 10—27 参照

法第 36 条《収入金額》関係

（給与所得の収入金額の収入すべき時期）

ことに留意する。

法第 10 条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

（確認書類の範囲）

10—10 法第10条第 2 項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10—25までに
 おいて「確認書類」という。）には、9 の 2—1 に掲げる書類を含むものとする。この
 場合において、令30条の 9 第 2 項《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》に規
 定する郵便貯金本人票は 9 の 2—1 （4）に定める「住民票の写し等」に該当するも
 のとする。

（違反貯金等が発見された場合）

10—26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第 10 条第 1 項の規定の適用に当
 たっては、それぞれ次によるものとする。

- (1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、住所又は老人等に該当する旨が
 虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、すべて
 課税する。
- (2) 非課税貯蓄限度額の合計額が 300 万円を超えている場合 非課税貯蓄申告書（非
 課税貯蓄限度額変更申告書が提出されているものについては、当該非課税貯蓄限度
 額変更申告書。以下この項において同じ。）の受理日付の早い順に非課税貯蓄限度
 額の合計額が 300 万円を超えるかどうかを判定し、それを超えて提出されたことと
 なる非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等（10—13 によりその効力を
 有しないこととされた非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等について
 は、その効力を有しないこととされた日以後において支払を受けるべきもの）は、
 すべて課税する。

（注） 非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかの判定に当たって
 は、10—12及び10—27参照

法第36条《収入金額》関係

（給与所得の収入金額の収入すべき時期）

改 正 後	改 正 前
36—9 給与所得の収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等（次の(2)に掲げるものを除く。）についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日 (2) <u>役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるものについては、その決議等があった日。</u>ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日 (3) 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日 (4) いわゆる認定賞与とされる給与等で、その支給日があらかじめ定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについては現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められる事業年度の終了の日）	36—9 給与所得の収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) 契約又は慣習により支給日が定められている給与等についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日 (2) <u>利益処分による役員賞与等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その決議があった日。</u>ただし、その決議が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日 (3) 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日 (4) いわゆる認定賞与とされる給与等で、その支給日があらかじめ定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについては現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められる事業年度の終了の日）
（使用者契約の保険契約等に係る経済的利益） 36—31 の 7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる保険契約又は共済契約（当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。）に係る保険料（共済掛金を含む。以下この項において同じ。）を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額（その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額）に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。 (1) 役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）の身体を保険の目的とする法第 76	（使用者契約の保険契約等に係る経済的利益） 36—31 の 7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる保険契約又は共済契約（当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。）に係る保険料（共済掛金を含む。以下この項において同じ。）を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額（その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額）に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。 (1) 役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）の身体を保険の目的とする法第 76

条第3項第4号に掲げる保険契約

- (2) 役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約
- (3) 役員又は使用人に係る法第77条第1項《地震保険料控除》に規定する家屋又は資産（役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使用させているものを含む。）を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

法第174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係

（個人年金保険契約の取扱い）

174—4 法第174条第8号に規定する「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約」には、法第76条第3項第1号から第4号まで《生命保険料控除》及び法第77条第2項《地震保険料控除》に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの（当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。）のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。

（注） 当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における174—6に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額（年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額（契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額）を支払うため原資として積み立てられている金額をいう。）によるものとする。

法第180条《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》関係

（登記をすることができない外国法人）

180—2 令第305条第1項第3号かつこ内に規定する「登記をすることができない法人」であるかどうかについては、次のことに留意する。

- (1) 会社法第2条《定義》に規定する外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、同法第933条《外国会社の登記》の規定により登記をし

条第3項第4号に掲げる保険契約

- (2) 役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約
- (3) 役員又は使用人に係る法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する家屋又は資産（役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使用させているものを含む。）を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

法第174条《内国法人に係る所得税の課税標準》関係

（個人年金保険契約の取扱い）

174—4 法第174条第8号に規定する「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約」には、法第76条第3項第1号から第4号まで《生命保険料控除》及び法第77条第2項《損害保険料控除》に規定する契約で年金を給付する定めのあるもの（当該契約において、給付される年金の総額が定められているいわゆる確定年金契約に限る。）のうち、当該契約に定められた年金支払開始日前に解約されたものを含むものとする。

（注） 当該契約が年金支払開始日前に解約された場合における174—6に規定する保障倍率の計算に当たっては、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金の金額は、年金原資の金額（年金支払開始日の前日において、当該契約の締結時に定められた年金額（契約内容の変更があった場合には、変更後の年金額）を支払うため原資として積み立てられている金額をいう。）によるものとする。

法第180条《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》関係

（登記をすることができない外国法人）

180—2 令第305条第1項第3号かつこ内に規定する「登記をすることができない法人」であるかどうかについては、次のことに留意する。

- (1) 外国の会社は、商法第479条第2項《代表者及び営業所》（有限会社法第76条《商法規定の準用》において準用する場合を含む。）の規定により登記をす

改 正 後	改 正 前
<u>なければならないこと。</u> <u>(注) 当該外国会社には、法人格の有無、法人の形態のいかににかかわらず、営利を目的とする外国の社団も含まれることに留意する。</u> (2) 外国の公益法人は、民法第36条《外国法人》の規定により条約又は法律により認許されたものに限り、同法第49条《外国法人の登記》の規定による登記をすることができるのであるが、その他の外国の公益法人は、原則として登記をすることができないこと。 (3) 宗教法人及び協同組合等のいわゆる中間法人に準ずる外国の法人は、登記をすることができないこと。 法第 181 条から第 223 条まで《源泉徴収》共通関係 (支払者が債務免除を受けた場合の源泉徴収) 181～223共— 2 給与等その他の源泉徴収の対象となるものの支払者が、当該源泉徴収の対象となるもので未払のものにつきその支払債務の免除を受けた場合には、当該債務の免除を受けた時においてその支払があったものとして源泉徴収を行うものとする。ただし、当該債務の免除が当該支払者の債務超過の状態が相当期間継続しその支払をすることができないと認められる場合に行われたものであるときは、この限りでない。 (注) 支払の確定した日から一年を経過した日において支払があったものとみなされた未払の配当等又は<u>役員に対する賞与等</u>につき同日後において上記ただし書に該当する債務の免除が行われても、当該配当等又は賞与等につき源泉徴収をした税額は、当該源泉徴収をした徴収義務者に還付する過誤納金とはならないが、当該免除をした者については法第64条第 1 項《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》の規定の適用があることに留意する。 (役員が未払賞与等の受領を辞退した場合) 181～223共— 3 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者	<u>ることができるのであるが、当該登記は単に外国の会社だけではなく、法人格の有無、法人の形態のいかににかかわらず、営利を目的とする外国の社団もこれを行うことができること。</u> (2) 外国の公益法人は、民法第36条《外国法人》の規定により条約又は法律により認許されたものに限り、同法第49条《外国法人の登記》の規定による登記をすることができるのであるが、その他の外国の公益法人は、原則として登記をすることができないこと。 (3) 宗教法人及び協同組合等のいわゆる中間法人に準ずる外国の法人は、登記をすることができないこと。 法第 181 条から第 223 条まで《源泉徴収》共通関係 (支払者が債務免除を受けた場合の源泉徴収) 181～223共— 2 給与等その他の源泉徴収の対象となるものの支払者が、当該源泉徴収の対象となるもので未払のものにつきその支払債務の免除を受けた場合には、当該債務の免除を受けた時においてその支払があったものとして源泉徴収を行うものとする。ただし、当該債務の免除が当該支払者の債務超過の状態が相当期間継続しその支払をすることができないと認められる場合に行われたものであるときは、この限りでない。 (注) 支払の確定した日から一年を経過した日において支払があったものとみなされた未払の配当等又は<u>利益処分の賞与等</u>につき同日後において上記ただし書に該当する債務の免除が行われても、当該配当等又は賞与等につき源泉徴収をした税額は、当該源泉徴収をした徴収義務者に還付する過誤納金とはならないが、当該免除をした者については法第64条第1項《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》の規定の適用があることに留意する。 (役員が未払賞与等の受領を辞退した場合) 181～223共— 3 役員が、次に掲げるような特殊な事情の下において、一般債権者

の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき賞与等その他の源泉徴収の対象となるもので未払のものの受領を辞退した場合には、当該辞退により支払わないこととなった部分については、源泉徴収をしなくて差し支えない。

- (1) 当該法人が会社法の規定による特別清算開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が会社更生法の規定による更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

法第181条《源泉徴収義務》関係

(質権を設定した株式の配当等に対する源泉徴収)

181—6 株式について質権が設定され、質権者の氏名又は名称及び住所が株主名簿に登録されたことにより、その株式に係る配当等を会社法第151条《株式の質入れの効果》の規定により質権者に支払う場合であっても、当該配当等については、株主（債務者）に支払うものとして源泉徴収を行うことに留意する。

法第183条《源泉徴収義務》関係

(賞与の意義)

183—1の2 所得税法第183条第2項に規定する賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいう。なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとする。

イ 純益を基準として支給されるもの

ロ あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの

ハ あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時であ

の損失を軽減するためその立場上やむなく、自己が役員となっている法人から受けるべき賞与等その他の源泉徴収の対象となるもので未払のものの受領を辞退した場合には、当該辞退により支払わないこととなった部分については、源泉徴収をしなくて差し支えない。

- (1) 当該法人が商法の規定による会社の整理開始の命令又は特別清算の開始の命令を受けたこと。
- (2) 当該法人が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと。
- (3) 当該法人が民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 当該法人が会社更生法の規定による更生手続の開始決定を受けたこと。
- (5) 当該法人が事業不振のため会社整理の状態に陥り、債権者集会等の協議決定により債務の切捨てを行ったこと。

法第181条《源泉徴収義務》関係

(質権を設定した株式の配当等に対する源泉徴収)

181—6 株式について質権が設定され、質権者の名称及び住所が株主名簿に登録されたことにより、その株式に係る配当等を商法第209条《株式の登録質》の規定により質権者に支払う場合であっても、当該配当等については、株主（債務者）に支払うものとして源泉徴収を行うことに留意する。

法第183条《源泉徴収義務》関係

(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>る場合のものを除く。</u> (注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。 1 <u>法人税法第 34 条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めにに基づき支給されるものを除く。）</u> 2 <u>法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する利益連動給与</u> 法第 196 条《給与所得者の保険料控除申告書》関係 （保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置） 196— 1 給与等の支払者が法第 196 条第 2 項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年 1 月 31 日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載された社会保険料のうち法第 74 条第 2 項第 5 号に掲げるもの、小規模企業共済等掛金、生命保険料又は<u>地震保険料</u>についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年 1 月 31 日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2 月 1 日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。 （保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの） 196— 2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は<u>地震保険料</u>の金額及び規則第 76 条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第 196 条第 2 項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。 (1) 法第 76 条第 1 項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第 2 項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込	法第 196 条《給与所得者の保険料控除申告書》関係 （保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置） 196— 1 給与等の支払者が法第 196 条第 2 項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年 1 月 31 日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載された社会保険料のうち法第 74 条第 2 項第 5 号に掲げるもの、小規模企業共済等掛金、生命保険料又は<u>損害保険料</u>についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年 1 月 31 日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2 月 1 日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。 （保険料の金額等を証する書類の提出又は提示に代わるもの） 196— 2 次に掲げる生命保険料等については、給与所得者の保険料控除申告書に記載したその年中に支払った生命保険料若しくは個人年金保険料又は<u>損害保険料</u>の金額及び規則第 76 条各号《保険料控除申告書に関する書類の提出又は提示により証明する事項》に掲げる事項に誤りがないことについて当該勤務先の代表者又はその代理人の確認を受け、かつ、その申告書にその確認をした旨の認印を受けている場合には、法第 196 条第 2 項に規定する書類の提出又は提示があったものとする。 (1) 法第 76 条第 1 項《生命保険料控除》に規定する生命保険料若しくは同条第 2 項に規定する個人年金保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込

んだもの若しくは同条第3項第5号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの

- (2) 法第77条第1項《地震保険料控除》に規定する地震保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

(地震保険料の金額等を証する書類の範囲)

- 196—6 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる事項を証するために特に発行した書類のほか、これらの事項が記載されている保険料領収証書も含まれることに留意する。

(月払契約の地震保険料に係る証する書類に記載する金額)

- 196—7 月払契約の地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った地震保険料の金額の記載に代え、次に掲げる事項を記載することができるものとする。

- (1) その契約に基づき支払うべき1か月分の地震保険料の金額。ただし、その年中における契約の更改等に伴い1か月分の地震保険料の金額に異動があった場合には、その異動前及び異動後の1か月分の地震保険料の金額並びにその異動があった月
- (2) その年中において分配を受けた剰余金若しくは割戻しを受けた割戻金の額又はこれらの金額を控除した後のその年中の実際払込金額の計算方法
- (3) その年中に締結された契約（旧契約の期間の満了により更改された契約を除く。）については、その締結の月
- (4) その年中に失効、解約又は契約期間の満了（旧契約の期間の満了後契約が更改される場合を除く。）により払込みがなくなったものについては、最終の支払月

(地震保険料の金額等を証する書類の記載事項)

- 196—8 地震保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った地震保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる事項のほか、その契約に基づく保険等の目的とされた資産が法第77条第1項本文に規定

んだもの若しくは同条第3項第5号に掲げる確定給付企業年金規約若しくは適格退職年金契約に係るもの

- (2) 法第77条第1項《損害保険料控除》に規定する損害保険料で勤務先を対象とする団体特約により払い込んだもの

(損害保険料の金額等を証する書類の範囲)

- 196—6 損害保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った損害保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる事項を証するために特に発行した書類のほか、これらの事項が記載されている保険料領収証書も含まれることに留意する。

(月払契約の損害保険料に係る証する書類に記載する金額)

- 196—7 月払契約の損害保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った損害保険料の金額の記載に代え、次に掲げる事項を記載することができるものとする。

- (1) その契約に基づき支払うべき1か月分の損害保険料の金額。ただし、その年中における契約の更改等に伴い1か月分の損害保険料の金額に異動があった場合には、その異動前及び異動後の1か月分の損害保険料の金額並びにその異動があった月
- (2) その年中において分配を受けた剰余金若しくは割戻しを受けた割戻金の額又はこれらの金額を控除した後のその年中の実際払込金額の計算方法
- (3) その年中に締結された契約（旧契約の期間の満了により更改された契約を除く。）については、その締結の月
- (4) その年中に失効、解約又は契約期間の満了（旧契約の期間の満了後契約が更改される場合を除く。）により払込みがなくなったものについては、最終の支払月

(損害保険料の金額等を証する書類の記載事項)

- 196—8 損害保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、その年中に支払った損害保険料の金額及び規則第76条第3号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

改 正 後	改 正 前
<u>する家屋又は資産（居住の用と事業等の用とに併用しているものを含む。以下この項において「居住用資産」という。）とそれ以外の資産とを含むものである場合において、居住用資産に係る地震保険料とそれ以外の資産に係る地震保険料とを区分することが困難であるときは、その契約に基づく保険金額又は共済金額の総額及び居住用資産に係る保険金額又は共済金額を記載するものとする。</u>	(1) <u>その契約に基づく保険等の目的とされた資産が法第 77 条第 1 項本文に規定する家屋又は資産（居住の用と事業等の用とに併用しているものを含む。以下この項において「居住用資産」という。）とそれ以外の資産とを含むものである場合において、居住用資産に係る損害保険料とそれ以外の資産に係る損害保険料とを区分することが困難であるときは、その契約に基づく保険金額又は共済金額の総額及び居住用資産に係る保険金額又は共済金額</u> (2) <u>その契約に定める保険期間又は共済期間が 10 年以上である場合には、当該期間のほか、当該契約が次に掲げる契約に該当するかどうかの区分</u> イ <u>当該期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約</u> ロ <u>建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約</u>